全員協議会会議録

１　日　　時　　令和６年１１月２２日（金）　１３時２８分開会　１６時１３分閉会

２　場　　所　　第２委員会室

３　出席議員　　山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上　均（欠席）・中河つる子・
鈴木孝寿・橋本晃明・桜井崇裕（欠席）・佐藤幸一・西山輝和・
中島里司・深沼達生・議長：山下清美

４　事 務 局　　事務局長：大尾　智、次長兼総務係長：川口二郎

５　説 明 員　　町長：阿部一男、副町長：山本　司、総務課長：神谷昌彦、
企画課長：鈴木　聡、商工観光課長：前田　真、
教育長：山下　勇、社会教育課長：安ケ平宗重

６　議　　件

（１）町長からの申し出事項について
・第６回臨時会について
・第７回定例会について
・第４期十勝定住自立圏共生ビジョン（原案）について
・北洋銀行清水支店の移転について
・清水町社会体育施設の指定管理者の募集について

（２）議会運営委員会からの報告事項について
・12月定例会議案の審議方法について
・審議日程の見通しについて
・令和６年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて
・議会活性化について
・「議会報告会と町民との意見交換会」のまとめについて

（３）その他
・今後の日程について
・令和７年度当初予算について
・年末懇親会について
・その他

７　会 議 録　　別紙のとおり

全員協議会【開会　１３：２８　閉会　１６：１３】 令和６年１１月２２日

【開会　１３：２８】

（１）町長からの申し出事項について

・第６回臨時会について

・第７回定例会について

山下議長：只今より全員協議会を開催する。川上議員、桜井議員からそれぞれ欠席の申出があった。それでは、町長からの申し出事項、まず第６回の臨時会についてということで、最初に町長から挨拶を頂く。

町長(阿部一男)：皆さんお疲れさま。貴重な時間を頂戴して、五つの議案、題材で載っているけれども、今日の申し入れ事項ということで結構ボリュームがあるので、こちらからも簡潔に分かりやすく説明をしていきたいと思うので、どうぞよろしくお願いする。

山下議長：それでは順次説明をお願いする。まず第６回の臨時会について。副町長お願いする。

副町長(山本　司)：それでは第６回臨時会の議案等について説明申し上げる。第６回の臨時会の議案書が手元に配られていると思うのでご覧頂きたい。議案第66号、専決処分の承認を求める議案。10月１日付で専決処分を行った内容については、令和６年度一般会計補正予算第５号となる。中身については、10月27日に行われた衆議院議員選挙の事務執行経費と、清水町公衆浴場の風呂、中身については泡風呂の設備の故障による工事費の追加を行ったものである。この２点が専決処分の補正予算の内容となっている。続いて、条例の一部改正について、議案第67号から74号までである。簡潔に申し上げる。議案第67号、清水町議会議員の議員報酬の条例、第68号、常勤特別職員の給与に関する条例、第69号、清水町職員の給与に関する条例、議案第70号、１号会計年度任用職員の報酬の条例、議案第71号、第２号会計年度任用職員の給与の条例、５本の条例については人事院勧告に準じて、給与、期末勤勉手当の改正を行うものが、条例の一部改正の内容となっている。以上が、給与に関する部分である。続いて、議案第72号、乳幼児等医療費の助成の条例、第73号、重度心身障害者及び独り親家庭等の医療費の助成の条例、議案第74号、国民健康保険条例の一部を改正する条例。この３件については、被保険者証が12月２日から廃止されることにより関係条文の改正を行うものである。マイナ保険証をお持ちでない方に関しては、資格確認書の発行となる。これが条例の内容である。続いて補正予算である。議案第75号から第80号は、令和６年度一般会計他５会計の補正予算の内容である。一般会計のみ説明をする。一般会計補正予算第６号になる。総額に49,950千円を追加し、総額を9,320,101千円とするものである。７ページをお開き願う。歳入15款については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、184千円の追加である。定額減税補足給付金の事務費に係る追加交付となる。19款、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の調整額となる。８ページ以降が、歳出の補正になるけれども、人事院勧告に基づいた給与の改正に係る補正予算となるので、30ページの給与費明細書をご覧頂きたいと思う。30ページについては特別職分になる。期末手当、寒冷地手当、共済費でそれぞれ追加となる。31ページ

については、職員分の報酬、給料、職員手当、共済費それぞれ追加となる。以上が人事院勧告等に基づいた給与の改定に伴う増額の補正となる。12ページにお戻り願う。人件費以外の分について説明する。なお、繰出金もあるが、繰出金についても、一般会計から特別会計の人件費の内容となるので省略する。12ページ。３款１項12目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金費184千円の追加については、先ほど歳入でも説明した定額減税補足給付金事務に係る郵便料金の改定及び口座振替手数料の単価改定に伴う追加の補正となる。以上が一般会計補正予算の内容である。続いて、議案書の最後のページである。議案第81号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてである。この議案については、６月定例会において議決を頂いた北斗橋の橋梁修繕工事の契約金額が、設計変更により増額となるため議決を求めるものである。変更の内容については橋梁の現地調査の結果、設計当時よりも橋台の損傷が進行していることが判明したことによる、追加工事による金額の変更となる。以上が、11月の臨時会の議案の内容となる。

山下議長：ただいま、副町長から６月臨時会の議案に関しての説明があった。特に、質疑があれば受けたいと思うがないか。

（「なし」との声あり）

山下議長：それでは次に第７回定例会に関わる議案について説明をお願いする。

副町長：それでは、第７回の定例会の議案をご覧頂きたいと思う。議案第82号、清水町児童館設置条例を廃止する条例である。この条例については、清水町児童館について学童クラブの活動場所として利用していたけれども、施設の老朽化等のため、活動場所を清水小学校の余裕教室に10月から移転し実施をしている。今後、利用する予定がないことから廃止を行うものである。続いて、議案第83号から87号について、令和６年度一般会計、他４会計の補正予算となる。一般会計について説明する。予算の総額に157,168千円を追加して、総額を9,477,269千円とするものである。８ページをお開き願う。８ページ、歳入、14款、衛生手数料1,999千円の追加は、し尿収集量の増加に伴う手数料の補正である。15款、民生費国庫負担金563千円の追加、その下の16款、民生費道負担金281千円の追加は、町外の障害児施設利用者の増加に伴う給付金の給付費負担金の補正になる。２項２目１節、老人福祉費、補助金26,506千円の追加は、道補助金の内示による補正である。３節、社会福祉医療費補助金も、道補助金の決算見込みによる補正になる。９ページ。４目３節、農業振興費補助金3,504千円の追加は補助対象、事業の面積の増加によるものである。４節、土地改良事業費補助金1,030千円の追加は、農業水路の設計委託料の契約変更に伴う補正である。18款１項、いきいきふるさとづくり寄附金100,000千円の追加は、決算見込みによる補正額の補正になる。ふるさと納税の予算額を当初300,000千円として予算計上していたけれども、順調に集まっていることから100,000千円増加し、400,000円の決算を見込んでいる。３番、地域創生活用事業、寄附金100万円の追加は、企業版ふるさと納税として寄附１件があったことによるものである。19款、繰入金については、財政調整基金、15,312千円、今回の補正額の財源調整としての補正である。３目、公共施設建設等基金繰入金、７目、いきいきふるさとづくり基金繰入金については、それぞれ基金充当事業の確定による補正である。10ページ、21款４項、社会教育事業参加料35千円の減額は、事業の中止による補正である。34番、経営継承発展等支援事業補助金1,475千円の追加は、補助金の増加見込みによる補正である。58番、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金返還金7,833千円の追加は、令和元年度交付金に係る返還金の補正である。詳細については、歳出で説明をする。22款、農林業債400千円の追加は、農業水路の設計

委託料の増額変更に伴う補正である。11ページ、歳出の補正になる。２款１項３目、財産管理費12千円の減額は不用額の補正となる。６目、企画費、いきいきふるさとづくり寄附金で100,000千円の増額を見込んだことにより、歳出経費としての計上になるが、７節、報償費で、ふるさと納税の返礼品の購入費として23,000千円の追加。11節役務費で郵便料等、523千円の追加、インターネット寄附サイト利用手数料で14,045千円の追加。12節委託料で2,321千円の追加、24節、積立金で60,111千円の追加となる。次に同じ企画費の中でバス関係である。18節34番、コミュニティバス運行事業補助金、306千円の追加については、本年９月末まででコミュニティバスは終了したけれども、燃料費等の高騰による補正である。また、コミュニティバス廃止に伴い、旧コミュニティバスの車検費用として10節、需用費で176千円の追加、11節53番、手数料で15千円の追加。26節、公課費で17千円の追加となる。最後に、18節30番、地方バス路線維持費補助金。18万円の追加については、北海道拓殖バスが運行している新帯線について、燃料費高騰等による経費負担分の補正となる。12ページ。３款１項３目、18節136番、介護サービス提供基盤等整備事業補助金26,506千円の追加は、介護医療院新設に係る道補助金の内示によるものである。22節10番、国庫道費負担金返還金7,833千円の追加は、令和元年度地域介護福祉空間整備等施設整備交付金で整備した、老人介護保険室が介護医療院へ転換したことによる返還金の補正となる。27節10番、介護保険特別会計繰出金は、特別会計の補正に伴うものである。４つ目、障害福祉費368千円の追加は、過年度分自立支援給付費の確定に伴う返還金である。13ページ、77目、保健福祉センター費700千円の追加は、消防用設備、誘導灯取り替え修繕等による経費となる。10目、社会福祉医療費は、今後の支出負担が増となる見込みのため補正するものである。２項６目、児童療育支援費1,127千円の追加は、町外の障害者施設利用者の利用者の増に伴う給付金の補正になる。14ページ。４款１項２目保健予防費204千円の追加は、町外医療機関での予防接種者増加による補正になる。２項１目、清掃費1,305千円の追加は、し尿収集量の増加見込みによる補正である。15ページ、６款１項３目、環境保全型農業交付金4,672千円の追加は、事業導入面積の増加に伴う補正である。46番、経営継承発展等支援事業補助金2,950千円の追加は補助対象経費件数の増加に伴う補正である。５目、牧場費5,379千円の減額は、委託事業の完了等に伴う不用額の補正である。６目、土地改良事業費141万円の追加は、農業水路設計委託料の契約変更に伴う補正である。16ページ、７款１項１目10節40番、電気料10万円の追加は、ハーモニープラザ前にある電気自動車充電用充電充電器の利用、件数の増加による補正となる。18節36番、地域活性化商品券事業補助金4,135千円の追加は、地域活性化商品券事業発行組数の増加に伴う補正である。別に、予算に関する資料として配付をしているけれども、10月発行分については、当初１万3,000組の発行を予定していたが、申込み件数が１万5,211組と予定を上回ったことに伴う補正である。17ページ、10款４項１目、社会教育総務費40千円の減額は、生活リズム学校事業を行う予定であったけれども、参加者が少なく中止したことによる補正である。８目、農村環境改善センター管理費1,731千円の減額は、ボイラー保守点検委託料が、ボイラー取り替えにより今年度は不必要となったこと及び工事の完了に伴う不用額の補正である。18ページ、５項２目、体育施設費130千円の減額も工事の完了に伴う不用額の補正である。３目10節10番、賄い材料費150万円の追加は、給食食材費の値上がりによる補正である。14節、工事請負費537千円の減額は、給食センター食器洗浄機更新工事の完了による不用額の補正である。19ページ、12款、公債費については、償還元金及び償還利息の確定に伴う補正である。13款、諸支出金10,404千円の追加は、臨時職員退職報奨制度に該当する職員３名が退職となるため奨学金の追加となる。３ページにお戻り願う。第２表、地方債補正の変更となる。過疎対策事業について、歳出の補正予算で説明した町債の補正額に合わせて、発行限度額を400千円引上げ、503,300千円に変更するものである。続いて４ペ

ージ、第３項、債務負担行為の設定である。保健福祉センター清掃・機械運転管理業務委託、その下ほか４件の委託業務については、５年に１度指名競争入札を行って業者を選定し、２年目から５年目までは業者と随意契約を行っている。現在委託している業務について、今年度末で５年を経過することから、新年度の業務委託について今年度内に入札執行をする必要があることから、限度額をそれぞれ定め設定をするものである。以上が、定例会の一般会計補正予算の内容である。

山下議長：ただいまの説明のところで何か質問あるか。

（「なし」との声あり）

山下議長：続いて第４期十勝定住自立圏共生ビジョンについて説明をお願いする。

・第４期十勝定住自立圏共生ビジョン（原案）について

企画課長（鈴木　聡）：私のほうから、第４期十勝定住自立圏共生ビジョン策定について説明させていただきたいと思う。第４期十勝定住自立圏共生ビジョンの策定については、平成23年に帯広市と十勝管内18町村との間に協定を締結し形成した。これは管内19市町村が連携し様々な取り組みを進めることによって、十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るとともに、安全で安心して豊かに暮らせる社会を築き、子供からお年寄りまで誰もが住みたい、住み続けたいと思える地域をつくることを目指すものである。これまで３期にわたり、共生ビジョンを策定して地域圏域の発展を目指し、医療や福祉、教育、産業振興、地域公共交通、人材育成など各分野における各種取り組みを実施してきた。このたび、第３期共生ビジョンの計画期間が終了するに当たり、令和７年度からの第４期共生ビジョンを策定することとなった。第４期ビジョンの策定においては、各分野の関係者で構成する十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会や、構成市町村による市町村長意見交換会の場において、意見交換を行いながら進めてきた。懇談会や意見交換会の意見を踏まえて、第４期共生ビジョンの原案がまとまったので報告させていただくところである。それでは、原案の内容について説明させていただきたいと思う。資料として、今回の概要版と第４期共生ビジョンの原案をお配りさせていただいた。概要版については後ほどご覧頂ければと思う。原案に基づいて説明させていただきたいと思う。第４期共生ビジョンの全体構成については、第３期ビジョンと同様に４章の構成となっている。現ビジョンからの追加修正となる箇所については下線を付しているので、ご覧になる際の参考としていただければと思う。以下、現在のビジョンからの主な変更点について説明させていただく。まず第１章と第２章については、一部調査中の項目があるけれども、圏域の概況や各種データを記載して時点更新をしている。なお、詳細の説明は省略させていただければと思う。次に、原案の38ページ、第３章をご覧頂く。３期に渡って取り組んできた成果のほか、今後過疎化が見込まれる人口減少社会への対応として、地域の稼ぐ力の向上や、将来的な人手不足への対策など、中長期的な視点で課題を捉え、圏域挙げて取り組む必要があることなどを追加している。なお、人口の将来展望については、各市町村で策定している人口ビジョンを勘案し、各市町村の展望人口の合算値を掲載する予定となっていて、今後集約され整理される予定となっている。次に、39ページ、第４章の取り組み項目一覧をご覧頂く。第４期共生ビジョンの取り組み項目については、現ビジョンと同様に21項目となる。１の（5）環境は、現ビジョンにおいては、低炭素社会の構築となっていたけれども、脱炭素に取り組み項目名を変更しているところである。以下、現ビジョンからの追加となる部分を中心に

説明させていただく。40ページ、41ページの医療については、２次医療の救急医療体制の確保について、圏域全体での支援の仕組みが構築されたことに伴って、それぞれ取り組み概要を修正している。続いて52ページの広域観光の推進では、十勝圏域の外国人の旅行者の誘客を図る取り組みとして、インバウンドの誘客ということを追加している。54ページ。鳥獣害防止対策の推進においては、鳥獣害対策自治体の体制等の検討を追加し、他区等の駆除を行う鳥獣害対策実施隊の課題解決や連携の方法などについて検討を進めていく。61ページと62ページについては、基本目標圏成果指標を掲載している。下線を付している二つの指標は今回変更となっている指標となる。具体的には、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築について、現ビジョンでは、広域連携啓発事業参加者数を指標としていたけれども、環境交流会参加者数に名称を変更している。また、地域公共交通の維持確保と利用促進については、現ビジョンでは、十勝管内バス利用者を指標としていたけれども、帯広市と各町村間の地域公共交通の利用を示す住民等の広域交通の利用者数に変更している。なお、現状値と目標値が調整中となっている指標については、構成市町村長との調整に時間を要する指標となっていて、可能な限りパブリックコメントの実施までに数値を設定する予定である。また、これらの指標の設定の考え方や目標値の算定方法については、巻末に付属資料として添付されていくことになる。原案についての説明は以上であるが、最後に今後のスケジュールだけれども、今月の27日より12月の26日まで管内の住民を対象にパブリックコメントを実施する。その後、その結果を集約し、１月から２月頃に共生ビジョン懇談会や市町村長意見交換会を経て、最終案を作成する予定となっている。また、今回のビジョンの取り組み項目の変更に伴って､締結している協定書の変更が必要となる予定である。３月の定例議会において、協定の変更議案を提案させていただく予定であるので、よろしくお願いする。説明については以上である。

山下議長：ただいま企画課長から十勝定住自立圏共生ビジョンの原案について説明があった。結構早く進めたところだが、何か確認する事項があればここで確認を頂きたいと思うが、特にないか。

（「なし」との声あり）

山下議長：第４期十勝定住自立圏については特に質疑なしということで、次の項目に移りたいと思う。担当者より説明願う

・北洋銀行清水支店の移転について

商工観光課長（前田　真）：私から北洋銀行の清水支店の移転について説明申し上げる。令和６年９月25日に北洋銀行より常務取締役ほか３名が清水町役場に来庁し、北洋銀行清水支店を帯広中央支店に移転するとの申出があった。当該店舗は昭和26年４月に開設以来、地域の金融サービスを支えてきたが、人員不足を主因として全道にわたる他店舗を含め行員滞在型店舗としての維持が困難であるとの経営判断から、清水支店を帯広中央支店に移転することとなった。移転日は令和６年５月12日であり、移転後も支店名や口座番号は変わらず、通帳などは継続して利用することができるブランチインブランチを進めるとのことである。移転に伴い、帯広信金清水支店に共同窓口を設置し、ビデオ通話可能な遠隔相談システムを設け、北洋銀行職員がローン相談や、住所名義変更手続などに対応する予定となっている。なお、町内に通帳の繰越しが可能な、店舗外ＡＴＭを設置予定である。私のほうから簡単だが、北洋銀行清水支店の移転についての説明とさせていただく。

鈴木議員：今、令和６年９月25日と聞こえたのだが、間違いないか。（「間違いない」と呼ぶ者あり）。それで、先に勝毎の記事とか、その手前で私のほうも少しは聞いてはいたのだが、これ９月25日の段階で、もう今11月の約２か月前。町長はこれを受けて、もうしょうがないということで素直にお受けしたのかどうかというのが、要は、これで清水町の銀行は二つなくなると、実質二つなくなる、御影支店と北洋銀行がなくなるということになるので、それこそ人口ビジョンも今日定住自立圏の話の最後、人口ビジョンが云々と言っていたけれど、本当そういうところに直結するような話でもあるし、例えば、いてほしいとか何とかという町民の運動も、本当はあったほうがいいのだろうけれども、もう既に勝毎とかに報道されると、もう完全決定事項だなというようなお話から、町民がいくら言っても残るかどうかと言ったら懐疑的ではあるけれども、去る者追わずいうようでは本当このまま色々な企業もなくなっていくのではないかなと危惧する。それであれば、例えば今議会に言ってもしょうがないかもしれないけれども議員に言って、例えばそれで町民の声を聞いてみて、何とか残ってもらうという努力をするべきだったのではないかと。でも今からやっても遅くはないのかなと。でもやっても何の意味はないだろうなと心の中で思うけれども、何十年もあった銀行がなくなるというのはまたこれ寂しい話だし、これが現実なのかもしれないけれども、ただこれそのままスルーして、はい、分かったご苦労様という形では当然ないと思うけれども、どのような要望されたかそれともどうお話をされたのか確認させていただく。

町長：私のほうに、９月25日に話があった。取締役ほか３名が来庁して、こういう申し出があったのだけれども、当然私としては受入れられるものではないのだけれども、そういうお話をするかしないかうちに、もう本社の決定であるという話が間髪を入れずに来て、どうしようもないということであった。その後、まず話だけは聞いたと。話は聞いたけれどもそれがいいとか、こうありたいとかいう、私が判断する話でもないということを言いながら、お話をした経過がある。ただその後、もう少し先に延ばすとか、そういうことで何とかならないのかという話を、清水の支店長を通じて色々と話をした経過があるのだけれども、当時の話だと、もちろんこの９月25日に八木支店長も同席していたのだけれども、支店長すら話としては初めての話だということだったけれども、もう少し先に延ばすとか、色々なことを話させてもらった経過があったけれども、こちらからの話については全然受入れられるような話ではないということであった。そう言っている中で、今日の日をこうしてあるいは新聞発表が、先日あるということで、それは、利用者も含めて半年前に話をしておくのが銀行としての今までの付き合いの部分もあるので、半年前にお話しするということの中で、先日11月15日にプレス発表をしたというような経過があるところである。私としては、傍観していたわけではないけれども、相当な部分があったし、色々な話があって、多少やむを得ないところもあるという思いも少しは持っていたところである。

商工観光課長：補足で、今町長が言ったとおりで、私も担当課長として町長から到底受入れられるものではないという話を聞いて、担当課長として支店長を通じて清水町の要望事項というのは10月15日と10月28日に話をしている経過がある。その中では、撤退するにしても周知期間というのがある程度必要なので、できるだけ後ろに延ばしてほしいという話や、あるいは住民サービスが低下しないようにできる限りの配慮をしてほしいと。今町長が話したとおり、支店長も知らなかったぐらいの情報管理がされているところなので、何とか、急な話なので少しでも後ろのほうにとか、あるいは、考え直してくれないかという話はこちらのほうではしているけれども、なかなか社内の方針ということで、そういった

ことも覆らずに当初の予定どおり先日の報道発表に至った経緯である。議会にも本来であればもう少し早く公表したかったというのが私たちの考えで、ただ、上場企業のルールとして、北洋銀行は金曜日の15時以降の報道ということを社内ルールで徹底しているらしい。これは情報管理で株価等にも影響が出るということで、そこはどうか配慮願いたいということを私どもも協議をした中で、今日の発表になったということは理解頂きたいと思う。

鈴木議員：ということは、先週の11月15日の発表までは例えば商工会会長とか商工会の役員にも知らせていなかったということに当然なるだろうし、関係機関には全く知らせていないと。その中で、いや知らせているだろうけど。公式なマイクに入るからなかなか言えないところもあるけれども、何だかね、どうにもならないのはわかっている。そして銀行もどんどん利益が上がっていないのは事実だし、でも清水より、例えば他の町村にある、例えば池田に北洋銀行があった。でも確かあそこは信金がない。でもうちのほうが確か経営的には清水の北洋のほうが全然いいという話は聞いているのだけれど、それは色々な地域に根差したところもあるだろうからどうしようもないというのは、一定程度は理解するのだけども、上場企業のルールに従ってという、多分向こうもこれを公開しないでくれという話だと思うが、なんか少なからずこういう状態になったけれども、町民意識として、町民の中でやはり何とかこれ残ってくれないかというような、何か活動行動を今後したほうが、何の影響もないかもしれないけれど、何かこう、どんどん物がなくなっていくというイメージってもう負のイメージしかないので、これ例えば商工会、商工観光課とかやっている定住移住とか商店街の活性化と言っても、まるっきりもうマイナスのところしかない。だからこそ、何かこの後どうしていくのかも含めてアクションあったほうがよかったかなという気はするけれども、もうここまで来たらどうにもならないだろうという気もしているが、何かやったほうがよかったと、でも今からでも遅くないなら何かやるべきなのかどうなのかというところは正直なところ。でもこんなの一般質問でやったってどうしようもない話だけれど、町民意識としてはどんどんなくなっていくというのは本当に余りよろしい状況ではない。もういろいろなものがなくなって銀行２つ目だから御影と。厳しい話というか一発で新聞に出たときは、ものすごい喪失感というか、あまり銀行使わない町民はそうは思わないかもしれないけれど、使っているところはもう清水はしょうがないというような、そういうマイナス思考にならないような手を打つべきと思うので、その辺は今すぐ考えてくれというわけではないけれど、議会としてできることは議員としてもいくらでも手伝うので、しょうがないのは分かっていて感想である。

商工観光課長：鈴木委員が話したようなこと、ほぼ同じようなことを北洋銀行には伝えている。例えば議会とか関係機関を通じて、期成会みたいなものを作ったり、あるいは幾ばくかの補助金や何かを出して店舗が維持できる可能性があるかということは言っている。そういった余白というか、余地を残してくれないかという話はもちろん町長や私からも伝えている。とはいえ、それこそ以前の企業統治の方法であれば、そういった方法も多少使えたかもしれないけれども、残念ながらそれは難しいという話を頂いているのが事実で、決して、町長も私も手をこまねいていたわけではなく、何とかという話はしつこくしているというのが実態ではある。今言ったように、ほぼ鈴木委員が話したようなことは伝えてはいる。でも、本当撤退というかその移転統合に至っては、引き止められなかったというのはもう社会の流れとして、次なる段階で少しでも住民サービスが低下しないような形でこれからも、北洋銀行は清水町に協力してほしいという話を今進めている最中だということを理解願いたいと思う。

町長：同じこと、池田はどうなのかという話をして、ただ鈴木議員と同じように、うちの状況をそれこそ支店長から情報聞くと、うちのほうがいいのだけれどもという話も聞きながら、ただ先程言ったように、他に池田はないとか、そんなことも含めながら、私としては当然池田を意識しながら話したのだけれども、残念ながらやはりこんなことになった。

山下議長：ただいまやりとりの中で色々と町としてもアクションを起こしているということでほかに質疑ないか。

（「なし」との声あり）

山下議長：それでは、次の項目の清水町社会体育施設の指定管理者の募集について説明願う。

・清水町社会体育施設の指定管理者の募集について

社会教育課長（安ケ平宗重）：本町の社会体育施設は、平成26年度から指定管理者制度により施設を維持運営管理している。このたび、今期の協定が令和６年度に満了となることから、令和７年度以降においても指定管理者制度による施設を運営管理していくべく、管理者の募集をするところである。指定管理者に運営管理する施設は、現在と同じく清水町体育館を初めとした６施設である。指定管理期間は令和７年４月から令和10年３月までの３か年である。申請団体の資格は、現在と同じく清水町内の法人等の団体とし、主たる利用者である町民のニーズに効果的に対応できるものから選定することにより、町民サービスの向上を図るところである。募集概要は別添に記しているが、募集概要の７番、公募に係り公表する書類において、(1) に公募要項を示しているが、公募要項はこのたび、他の自治体の指定管理者制度を参考に、公募の概要から選定の方法、実績評価など、これまで以上に具体的な内容とするところである。また、(2) 番の仕様書については、施設の概要のほかに施設の利用状況や収入実績、そして今後の収支計算書、そして指定管理料の基準額を明示して、多様なものが応募できるよう、応募検討できるようにするところである。指定管理料の基準額は３年間で124,974千円を上限としており、現在の指定管理料118,449千円に対して、約5.5％増加した金額となっている。この基準額の設定においては、高騰が続いている燃料費、電気料等に加え、物価や賃金等の上昇を踏まえ、設計しているところである。最後に、今後のスケジュールだが、指定管理者の募集は12月13日から行い、令和７年２月に選定委員会にて事業者が選定された後、議会にて指定議案と債務負担行為の設定議案の審議を経て、指定管理者と協定内容について協議した上で協定を締結し、４月からの管理運営を委託していく予定である。以上、簡単だが清水町社会体育施設の指定管理者の募集についての説明とさせていただく。

鈴木議員：３番に申請団体の資格については、清水町内の本社または支店等の事務所を置く法人等の団体、これ応募されると思われる団体というのは町内には何社ぐらいあるのか。今やっているところを含めてどういうのがあるのか。

社会教育課長：応募の見込みについては現在指定管理を受けている１団体は、応募してくれるだろうと思っている。それ以外については、こちらで改めて調べてはいない。

山下議長：今の想定される団体は何団体あるのか、想定される団体はないということでよ

ろしいか。（「ない」と呼ぶ声あり）

鈴木議員：例えば、今から帯広の業者がこのために支店を置いて、もし落ちなかったらまた自然といなくなるというような、そうなっては困るわけで、例えば何年以内に本社、支店を、例えば６か月前からいないと駄目とか、本当にやらないと、そして結局町内に住んでいる人たち、色々草刈りとかやっている方々も少ない町内の仕事の中でやっているというのもあるから､広くなり過ぎるとあれだし、かといって公の仕事だから、そんな狭めることもできないけれども、その辺は別途聞くけれど今のところそんなに何社もないのならあれだけれど、もっとよりよくなるような形をとってほしいと、丸投げではなくてうまく育てていくような環境というのが必要だと思うので、それらは、そこの後の話だと思うけれども考えてほしい。

山下議長：今急に企業が来た場合、それから今ある団体を育てていくという２点で何か説明できることを。

社会教育課長：新たに清水町に支店を設けるとか、また新たな団体が公募をするというものについて、選定委員会でそれが認められるかどうかによってくると思う。このたび、前回から引き続き町内としたのは、やはり今話されているとおりで、町内の人材育成、企業育成の視点を持って町内の人を使ってもらいたいと、活用してもらいたいと思って町内としたところである。

西山議員：２番目の管理機関なのだけれども、令和10年3月31日まで３年間となっているけれど、早く体育館ができたりしてもこれ変動等は関係ないのか。しなくてもいいのか。

社会教育課長：期間については、現在の新体育館の建設年次計画に沿って３年間としている。今回３年間として指定管理すると公募するので、この期間を短くするとか長くするということは想定していない。

山下議長：他に確認する事項あるか。なければ社会体育施設の指定管理者の募集についての説明を終わる。全ての町長部局からの提案事項が終了するけれども、全体含めて何か聞き逃したことあれば。なければ町長からの提案事項は全て終わりとする。暫時休憩する

【休憩　１４：３０】
【再開　１４：３８】

（２）議会運営委員会からの報告事項について

・12月定例会議案の審議方法について

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。次の項目の議会運営委員会からの報告事項、まず12月定例議案の審議方法について委員長から説明願う。

橋本議員：それでは議会運営委員会から報告する。12月定例議会の審議方法について、条例の一部改正、廃止、補正予算、それから一般議案は今までと同様に、本会議審議としていきたいと思うがよろしいか確認させていただきたいと思う。

山下議長：今回の議案については本会議審議で進めていくということで確認をさせていた

だく。何かご異議あるか。なければ本会議で審議するということで、次の項目を説明願う。

・審議日程の見通しについて

橋本議員：審議日程の見通しについてであるが、会期初日は12月４日、補正予算については最終日12月13日に審議をするという見通しを立てている。12月４日午前10時に開会して議会運営委員会から報告をした後、今のところ行政報告は予定なし。議会関係の議案等も今のところはない。請願、陳情等もないという状況で、それぞれの常任委員会から所管事務調査の報告をしていただく。12月５日から９日まで休会して、12月10日、11日で一般質問を行う。12月12日休会して、12月13日金曜日に、条例の廃止１件、補正予算、一般会計以下５会計、議会関係のものが今のところないけれども、出てくれば審議する。それから所管事務調査等の申し出を最終日にしていただく。会議は以上を勘案して12月４日から13日までの10日間を予定し、11月27日午後２時から一般質問の通告状況及び追加議案等を見た上で最終的に決定していく。以上、審議日程の見通しである。

山下議長：只今、議運委員長から審議日程についての報告があった。特に確認する事項があれば。なければ委員長の報告のとおり進めるということで、よろしくお願いする。

・令和６年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて

山下議長：次の項目、令和６年度人事院勧告に基づく期末手当の取り扱いについて説明をお願いする。

橋本議員：令和６年の人事院勧告に基づく期末手当の取り扱いについては、先ほど副町長から全体的な話があったが、議員にかかる部分についても説明をさせていただく。令和６年人事院勧告に基づいて、６年度からの期末手当については、現行4.5か月分を0.1か月分上げて、4.6か月分にしている、６月と12月の２回に支給されるボーナスについてだが、既に６月に払われているため、12月で調整して１年間通して0.1か月分上げるというような内容である。これについても11月26日の臨時会で職員給与の条例改正に合わせて、改正するという見込みである。局長から補足があればお願いする。

議会事務局長（大尾　智）：６月分は既に支給済みなので、本来0.05ずつプラスするのだが、今年については12月に0.1分を合わせて支給するということである。来年は2.3か月分、2.3か月分で半分ずつである。今年は2.25で６月に支給しているので、12月分は2.35になるということである。

山下議長：ただいまの説明は議案第68号にあるが、附則に一行加えて、今年度に限りこのような支給の方法にするという特例措置の附則が載っているところである。続いて議会活性化についての報告をお願いする。

・議会活性化について

橋本議員：議会活性化に係る報告だが、中間報告になるけれども手元に資料を配付している。この資料について局長のほうから説明を願う。

議会事務局長：それでは私のほうから議会活性化に係る中間報告、タブレット端末導入方針案ということでお配りしている。前回の議会運営委員会それから午前中の議会運営委員会において了承され、この方針で全員協議会で皆にお諮りするところである。一番後ろにスケジュール表等を載せているが、まず１回目の中間報告を今年の10月頃ということで以前にスケジュールをお配りしている。若干遅れたが中間報告の１回目ということになる。説明していくので、資料をご覧頂く。まず議論経過として、今回の現任期において議会運営委員会が中心となって議員定数、報酬等を含めた議会改革、議会活性化について協議してほしいという意見が出され、議長において議運のほうに指示をしたところである。進め方については、研修会や先進地視察等を実施しながら進めていくことになっている。先ほども話したとおり、別紙一覧のとおり大項目を整理しながら中間報告を行うこととしたところである。２番目、検討、協議の経過。議運の中で今まで、議会活性化に係る議論を行った委員会、それだけではなくて他の案件もある中で開催したものも含めて、令和５年度に10回、今年度は８回ということで検討を進めてきた。先進地の視察については、令和５年、昨年度は芽室町に２回話を伺ったり研修させていただいた。今年については主にタブレットの関係、議会報告会の関係で浦幌町議会、それとタブレットに係るデモンストレーションを２回実施したところである。ページめくっていただいて中間報告である。第１回の中間報告までに議論を検討するとした項目は、別紙にもあるが①から④の項目としてあった。まず①の議会報告会と意見交換会だが、皆承知だと思うが、平成26年度から始まって今年度で11年目ということになっている。令和４年度までは、議会報告をある程度資料に基づいて時間をかけた中で報告した、また意見交換会については、一問一答方式で全体の中の質疑ということで行っていた。ただ、そのやり方については以下のような反省点や弊害等があったと整理をした。まず、議会報告は資料の読み上げに時間をかけており、その説明をする必要があるのかという部分、それから、一問一答式で全体の中での発言と答弁という形になるので、一部の参加者に発言が限られ、多くの参加者の意見を酌み取ることができない。議決の結果の是非、あるいは理事者との関係性の賛否など、議会としてというかそこで答えることのできない質疑がかなりあったということ。議会は議員個々の意思決定の集合なので、議会としてということはなかなか答えられない場面があったということで、回答ができないため参加者が少し不満になるというところもあったと思う。以上のようなことを踏まえた中で芽室町に視察に行った。その中でグループワークを取り入れているという話を聞いたので、その後２回目の研修で芽室町に行かていただいて実際にグループワークを実践して、議員の皆にも参加頂いたが、実践する形で学んで、令和５年度からグループディスカッションという形での意見交換会を実施してきたところである。その下、５年度の議論のテーマ、次のページ、６年度の議論のテーマということで実施した。その後議運において常任委員会に意見を振り分けて、検討、参考、承り等に区分して議会、委員会活動に生かしていくという形にしたところである。今後の方針は、参加者にはやり方が変わったところでの戸惑い等もあるけれども、今後、徐々に浸透していくと思われるので、当面この開催方法を継続するということである。継続課題として議運の中では、団体、例えば商工業とか農業まちづくり団体ごとの開催をしてもいいのではないか。あるいはテーマの持ち方、しゃべりづらいテーマというのがあると思うので、その辺の持ち方を工夫すべきという意見も出ていたので、この点については今後引き続き議論していくこととしている。２番目、模擬議会である。こちらについては平成28年から設置した議会活性化特別委員会の中

で議論して、本町の将来を担う子供たちが、疑似体験をして社会や政治へ参加意識の向上、あるいはまちづくりの理解関心を深めることを目的として、要綱を作成し、令和２年度から総合的な時間の地域探究の事業の一環として取り組みを開始している。議運で事前勉強会、その後全議員による再質問準備を兼ねたリハーサルと、毎回２度高校を訪問し生徒への指導助言等を行っているところである。生徒たちは実際に地域に出向いたりする中で、地域の課題や、地域の未来にとって必要な施策を拾い上げて一般質問をしていただいているところである。令和６年度で６回目を迎えたところだけれども、こちらの在り方、実施方法について協議をした。今後の方針というところ、この模擬議会については議会活動の一端を経験してもらうことで、開かれた議会を進める上で有益な手段であるということ、それから、次のページ②、生徒が減少する中で清水高校は地域にとって不可欠な学校であるということを住民の方にも理解していただくためにも、生徒たちが地域探究という地域でのつながりの勉強に力を入れていること、成年年齢が18歳となっているので、より高校生から政治、議会に関心を持ってもらうということもあるので、模擬議会は重要な事業ということで、当面現行の方法により模擬議会の開催を継続するという方針となった。中間報告に当たっては、①、②の点について検討すべきという意見も出されていた。他の学年での実施、あるいは中学生での実施ということもあった。これらのところについては、こちらの要望だけでは実施できない部分もあるので、引き続き議論していくこととした。３番目、動画公開や広報戦略。ここにこれまでの議会広報発行から始まってインターネット中継等々今までの事業について載せている。インターネット中継等々、先駆的な取り組みも行ってきたところだが、常任委員会の中継を既に始めている議会もある。昨年視察に行った芽室町もそうだが、そういうところで進めている町村も多い中で、この議論の中においても中継についてという議論を行ったところである。ただ、①②に書いているように、新たな設備と人員等も必要なので、予算措置や配置、それから中継を行うに当たっては本会議と同様の議事進行、あるいは休憩の在り方等々整理しなければならない項目も多いというところである。今後の方針として、常任委員会の中継については、今後引き続き議論するものとし令和８年度以降の導入を目指していくということとした。継続課題については検討経過等に記載のとおりである。４番のタブレット化について。こちらについては役場においても今議論が進められているところではあるが、紙の配布廃止とか、あるいは例規集、議員一人一人に配っているもの、あるいは過去の議事録のデータ化を進めることが必要であるということである。管内においても浦幌町、芽室町とタブレット化によるペーパーレス化が行われている。去年は上士幌、今年は幕別町や池田町、結構導入が進んでいるところである。そういうところで以下のような検討を行った。先ほど話したが先進視察で浦幌町、タブレットのペーパーレス会議システムのデモンストレーションで２社からデモンストレーションを受けた。各委員からは早期の導入を目指して予算要求すべきという意見が出されたところである。また、各種経費の削減等にもつながるということである。今後の方針ということで、令和７年度の導入に向けて、当初予算に予算要求を行う方針を立てたところである。継続課題ということで、これから財政当局等の打合せ等に入っていくわけだが、さらに詳細を詰めていきたいと思っている。次のページがタブレットの導入方針案である。導入に当たっての考え方ということで、行政におけるＩＣＴ化、ＤＸ化が進む状況において、議会においてもその方向性に沿った対応が必要であるということである。結果的に今回新年度から導入されるということになれば、議会が先行する形になろうかと思う。導入の目的はコスト削減やそれに伴う資料と議案資料等の作成に係る業務量の抑制、あるいは今まで紙ベースでデータがストップしていたもののデータ化によって、それを調べたり調査する時間の効率化になると、あと会議の効率化ということで、例えば会議資料等を皆で共有しながら、効率的に実施できるという

ことである。活用範囲ということで事務局からの通知議案、資料送付については現在メールを活用しているけれども、郵送や当日配布を紙で行うことは、導入後はクラウドにデータを上げる形になる。執行側からの通知議案や資料も同様である。スケジュール管理についてもクラウドに、いわゆるカレンダー的なものが載るのでそこで管理していただく。会議についても資料のペーパーレス化、先ほど情報共有という話をしたけれども、例えば大きなモニターにつないでそこで情報共有するというようなこともできると思う。議員活動への活用ということで紙資料の調査、今まで時間がかかったものがクラウド上に会議録等が載っていればすぐに検索できるということである。４番、導入端末ソフトについてはipadAir128ギガ13インチ、通信方法、キャリアも載せている。ペーパーレスの会議システムは先ほど２社デモンストレーションをした。その中でそれぞれ一長一短、悪い面というのはないと思うが特徴があった。委員の中で検討したところ､管内でも導入が進んでいるSideBooksがいいのではないかということである。費用負担については端末の購入代、通信費、クラウドストレージの利用料金は公費負担である。ただ、通信上限を今のところ３ギガぐらいと思っている。どのような使い方をするかによるが、当然役場の中ではWi-Fiが使えて、あと自宅に戻ってもWi-Fiがあると思うので、出先で多少使っても３ギガを超えることはあまりないと思っている。導入については７年度の早い時期ということで、もし当初予算に計上されたとなると、９月定例会ぐらいから使えるのではないかと考えている｡導入に当たっては研修会を実施するということで、事前に操作方法を含めた研修会を予算計上する。紙媒体については初年度は併用しながらいく、いきなり何もないということにはならないと思う。予算決算資料については今のところ紙媒体を継続する、将来的にはそこも含めてということになろうかと思う。使い方は当然私用には使わないということになると思うが、一応要領をつくってその要領の範囲内で使っていただくというものを別途作成していきたいということである。最後に注意書きということで、この方向で来年度に向けた予算要求をしていくが、町長査定等があるので、端末機器の種別等に関しては変更もありうるということをご承知頂きたいと思う。以上が活性化の中間報告の１回目と、タブレットの導入方針案である。

山下議長：ただいま議会の活性化に向けた中間報告ということで、議運の委員長、局長から特にタブレットの関係で詳しく説明があったところである。何か確認する事項、質問事項あれば。タブレットについては使ってみないとわからないので、使ってから慣れていくという形になると思うが何かあれば。

鈴木議員：言い出したらきりがないが、タブレットを個人で買って。まだ役場として全然やってないわけで、例えば決算とか予算の資料もタブレットになる、電子データがあるならそれはいいと思うが。多分これをやってもしばらく役場の本庁舎はついてこられないだろうと。議員も全然使えないだろうというのが正直なところである。個人利用ができない３ギガまでとなるとどうなのかな。今のところあれだけれど、そういうのを他の町村がタブレットでやっているから、それをやっていくという方向性は分かるけれど、もう少しゆっくり考えてもいいという気はする。これは感想。議会報告会と意見交換会の本当の在り方というのが、本当は理事者側がやらなくてはならないことを議員がやっていると。例えば、答えた内容が導いた内容はそれぞれの議員で今後の糧にしてと、そういうので町民呼んでいいのかというところも正直言ったらあったりもして。実はこの議会報告会の役割というのも、世の中やっているけれど実はもう通り過ぎているのではないか。もう要らないとは言わないけれど、何か形を変えないと全然駄目だというような気もしているので、そもそも論のから私は言っているのだけれど。この前の模擬議会。音声データ残していいかどうかは別として、担当の先生がいなかった。その辺も今までの担当の先生ではなくて、申し訳ない

けど皆分かると思うけれど、質問の内容についてもやはり、どうかというところが沢山あって、１回目議運行ったときはまだ出来上がってないきっと。２回目行ったときはもう既に役場から答弁ができてという状態だから、質問に対して役場が答えるのも大変だったけれど、答えている役場職員もどうかというところ。だから、ある一定のレベルにするためにはどうしたらいいかということを、来年以降もそもそも１回、２回しか行っていないというのが駄目であって、今までは担当の先生がいたからうまくやっていたというのがあるけれど、こういうことは絶対あると思う。本来望んでいた経過というのが、18歳以上の選挙権の関係から始まっているが、その町に関心を持ってもらうというのも当然あるし、どこかにも書いてあったけれど、本当は言いっ放しで３年生が出てしまうというのが１番問題だというのは、私も議運やっていたから分かるけれど、そのときに引継ぎ事項ではないけれど、２年生ぐらいにやってもらって３年生で実施できるものはしてもらうと。何かそういう形があったらいいという話を過去にはした経緯があったが、それがなっていないというか、今回は厳しかったなと思いながら。ただ、それぞれが議事堂の中ではいい感じになっていたからまだ成立はしたけれど、これは相当てこ入れしないとならないと思っている。私は議運ではないが、例えば何年か前、私が議員やる10年前に実は私が言って委員会構成が変わった。変えてもらった。それまでは違う委員会構成だったので、そういうところから果たして大丈夫だろうか、どうだろうかというところをそもそも論のところから見直していかないと、時代に合わないのが要は議会の活性化につながっていかないと思っている。そういう部分もどこかで協議してほしいという気はするし、今回中間報告を頂いているが、各議員に議運以外の議員とか全体の中で今必要なのは何だろうかという皆が考える議会改革、それぞれの議員が考える改革、これ変えたほうがいいのではないかというのをどこかでもう１回出さないと、要は議運だけで考えてしまったというか、世の中の流れ、例えば芽室でやっているタブレットとか、どうしてもそっちに行ってしまうけれど、うちの町の議会に必要なことは何だろうというのを書き出して、持ち寄って検討しないと絵に描いた餅みたいな感じになっても困るから。今修正するならこの中間報告頂いた中で、今１度本当にうちの町で必要なものは何なのか、議会改革、議会の活性化について、タブレットも活性化にならないから絶対、今の状態では。だから、実際はどこなのだろうというのを深掘りして考える機会があったほうがいいのではないかと思う。ここまでやっていただいたのは本当にありがたいというか、お疲れさまでしたということだけれども、タブレットは来年、来年で要求すると言うけれど、いいけれど、やっても全然構わないけれど、そんなに必要ないという疑問があるので、そこをどこかで話ししないとならないと思う。でも、もう11月だからやらなくてはならないのは分かるけれど、タブレットの話は研修をしているけれど、実際それは本当にうちの町として必要なのかという話は１度もないわけである。議員の中では１回も話してないわけである。タブレットの研修は行っているけれど、私行ってないけれど。だからそこだと思う、そもそも論のところに入ってしまうけれど、全然いい皆でやるというのなら。私タブレット使えるから何とも思わないけれど本当にタブレットを予算要求して何ができるのかと言っても実はたいしたできない。町民にタブレット持たされていると言って説明つかないと思う。100％とは言わないけれど、70％ぐらい使い切らないと。70％使うのは大変。でもどれだけ使えるのかと言ったら、少し難しいところが出てくると。まして無理だと言いそうな方も何人かいらっしゃるので。これ言ったら怒られるけど。タブレットに傾注するのは構わないけれど、もう少し町民から予算をもらうのではなくて、みんな自腹で少し血流すぐらいの気持ちで聞いていったほうが修正きくというような気もしないでもない。それも含めてまた全部検討はしなくてもいいけれども。中間報告だから予算に上げるという話から質問すると、予算を上げるのかの議論がない、１回も、全員協でも。もし入れるなら入れるで定例

会もあるから、途中でみんな納得するというか町民に説明責任を果たせるようにしないと。使い切れないでしょというのがいまだに想像できない。大丈夫なのかそこが少し不安なところである。

山下議長：まず項目で整理していくと、議会報告会と意見交換会について、議運の中では継続的にこの方式でやって、さらに継続課題としてはこれがあるので、課題の部分を来年度以降どう取り組んでいくかということについてはどうか。

鈴木委員：議員の知識を増やすために、町民集めて色々なことをディスカッションするというのは無駄なことだと思う。それは議員個々がやれと言うだけの話で全体でやって参考になったと、参考になることはいいのだけれど、私はどちらかと言えば自分で確認したいタイプなのであれだけれど、うちらは提案権はあるけれど提案する側ではないので、審査する側というか。一緒に知識としては必要かもしれないけれど、その知識は本来個々にやるべきものだと思うので、本当に報告会は難しい。何年か前みたいに町長が嫌なことがあったら、すさまじいぐらい報告会でたくさん人が来てくれて、さんざんな目にあったけれど。結局はそれとこれとまた違う。だからこの報告会はだんだんもしかしたら私がやっていたことも意味が違ってきていると、意見交換会でも我々の意見言えるわけではないのだから意見交換会にならないし、だからやり方はまた少し考えていかなくてはならないと思う。どこの町も芽室もグループ討議やっているけれど、それをどういう形につなげていくかということは、うちらの中ではまだ明確には決まってないので､そこを決めればやる意味が出てくるかもしれないけれど、それぞれの議員がそれぞれの今後の活動につなげていくというこの曖昧な設定の仕方は、多分長続きしないと思う。逆にそういうので町民呼んでいいのかとなってしまうので、そこは少し明確に今後考えるべき、来年以降は考えないとまずいと思う。

橋本議員：議会報告会と意見交換会という２つのテーマを持ってスタートしたけれど、芽室に行ってグループワークを見てきたというのは、一つ進め方の部分もあるけれども、その以前に議会報告会が既に議会で決まったことの報告をして、それから意見をもらうという中での議員個々の考えというものを全く出せないような、議会で決まったことの説明をして自分の考えを述べないという中で、町民からの質問や意見と議会が全くかみ合っていないという指摘が多かった中で、グループディスカッションの部分に時間を割いて、議員と町民が一つの小さなテーブルを囲んだ中で、思っていることを述べ合うという形を取ろうかというのがグループディスカッションの最初。これは全体的に町民の方はどう思っているか分からないけれども、初年度今までやっていなかった形の中でやった中では、いい話ができたとか、議員と話す機会はなかなかないので、自分の支持している議員の後援会活動を通じてつながりはあるのかもしれないけれども、議会報告会に繋がっての意見交換会というのはなかなかない機会だし、良かったという声が随分多かったので翌年もそれで実施した｡ただテーマの設定とか、その辺に課題があるということはよその町から視察にこられた議会、共通にそこが課題だという話はしているところだけれども、やはり進め方には工夫が必要と思うけれども、議員と町民との意見交換会という距離感だとか、それから様々な部分で非常に前向きな語りもできているのではないかと評価を受けているのも事実。ただそれを今後もずっとこれでやっていくのか、もう少し改善の余地はあるのか、そういうところはまだこれから検討していかなくてはならないだろうと思うし、あとは町長がやっているまちづくり懇談会みたいなところで言う内容をそのまま議会報告会に持ってきて色々語りたい町民もたくさんいるし、そこの整理をこれからもつけながら行ったほうがいいと思う。

鈴木議員：２年この方式でやって出た人はいいと言う。でも、２年間連続で来ている人がいいと言っているので、新しい人は実はほとんどいない。何かしゃべりたいという方が来ていて、でもそれではなかなか横の広がりがないので、同じ方とずっとしゃべっても昔の報告会とあまり変わらなくなってきていると思うし、私が言っていたその次の段階でこれを議会でやっていくと、どう反映していくというのをある程度明確にしておかないと、それぞれの活動に役立ててくれと言って、それやったら皆同じ方向を向くかといったら違うわけで、何か提言をするなら理事者側にしていかなくてはならない。こういう思いがあるというのはどこかで報告しているか、理事者側ではこういうのがありました、読んでおいてくださいというかそのレベルだから、強制力も当然ないし、その整理整頓をしないと我々自身が何のためにやっているのかだんだん分からなくなってくると思う。色々な町民の話を聞けるからいいだろうというけれど、それは今まで聞いていない人が聞いているというだけの話で、色々な人の話を聞いている人間からしたら何言っているのかという世界なので､そこだけは少し違うと思う。ただ、やっていく上では少しずつ毎年変えていかないと、何が正しいのか何がいいのか、それをやらないとただやったという感じになるから、そこはまた継続して課題としてやってほしいと思う。そこはそれで終わっていいけれど、模擬議会はどうか。

山下議長：意見交換会については、今課題として残しながら来年度以降も課題をしっかり検討しながら取り組んで頂きたい。続いて模擬議会の関係で委員長説明願う。

橋本議員：今回の課題や反省点として出ている部分としては、班ごとのディスカッションを全体に反映する場が欲しいという声もあったということ。それぞれの意見を皆に触れる場をつくるということが大事という部分は、テーマの選び方と同時に来年に向けての課題と思っている。

山下議長：ただいま委員長からそういった計画もあった。そういう部分も踏まえながら来年度以降も議会報告会と意見交換会を継続して実施するということで進めてまいりたいと思う。課題をきちんと頭に入れながら実施するということで進めたいと思う。では、模擬議会の関係ではどうか。

議会事務局長：鈴木議員が言われたところ、議運の中でも感じているところは実際あったと思う。言い訳になるけれども昨年まではベテランの先生がいてうまく仕切っていただいた。今年新しい先生が来て勝手も分からなく、我々も少し任せっ放しにした部分もあったけれど、確かに一般質問としての少しどうなのかという部分があったので、報告書を作る中で先生と話した中では、先生もその点は少し感じていたようなので、来年のやり方については例えばもう１回できるかどうかは別として、一般質問を作った段階でもう一度議員がそれを見てブラッシュアップするような、もうワンクッション設けてというのがいいか、今までのやり方では一度議員が行った中で、一般質問でこういうことを聞いたりこういうやり方をするという説明をして一般質問が上がってきて、それを答弁返ってきたら再質問こうしようというやり方で、それでうまくいっていたという部分もあったけれども、今年に関しては少しうまくいかなかったので、先生とも来年についてはもうワンクッションおいてやれたらいいという話はしているので、前回の議運の中でも若干そのような話もしたところで、来年についてはうまくその辺いけるようなスケジュールが立てられればいいと思っている。

中島議員：今中間報告ということで話出ているので、１月の末に委員会構成が変わるわけで、同じなのかもしれないけれども、どちらにしても中間報告と課題とか色々な話も出ているけれども、それは次の段階で、中間報告でこうだったからこう

やっていこうとそれぞれの委員会が認識して前進していくことを考えていけばいい。中間報告で課題を云々と言ったらきりがないので、この中間報告案、中身を個々で見れば色々な思いはあると思うが、ただ何かタブレットだけが答えていたので、他のことは今回の委員会何も答えてないと、全部次の委員会に宿題で残しているという思いをしている。本来常任委員会に申し送りというのは基本的には私はないと先輩議員から教えられた。だから、次の段階で町民が求めるものとして、同じものというのはありうるわけだから、そういう部分で８年度以降云々とか年度は本当は入れるものではないと思っている。次の段階で、次の委員会で中間報告を皆聞いているわけだから、それを承知した上でそれぞれ活動されるべきだろうと思っているから、具体的に中身入ってどうのこうのというのは、あまり深める必要はないような気がする。次の委員会構成でこの中間報告を踏まえて、当然そこでこんな協議したことというか、それこそそのときはこの全員協議会に諮ってくれればいいわけだからという思いがするので、進めていただきたいと思う。

山下議長：中島議員から、１番、２番、３番動画公開、年度を今の時点で入れることについてはどうかという部分があって、課題として残っているのだからこの部分について次の新たな議運の中でそれぞれ考えてやっていただきたいという話があった。そういった進め方でよろしいか。

（「はい」との声あり）

山下議長：続いて今のタブレットのことで、来年度導入したいということで議運ではまとめられている。予算要求の関係もあるのでタブレットについてどのように進めていったらいいかという部分を、全体の中で協議したいと思うが、先ほど鈴木議員からは必要ないという意見を頂いたところである。それとそれに対して議運としてこういうまとめになった部分について議運のほうから答えていただければと思う。

橋本議員：必要ないということはないだろうと思うけれども、それをやることによる効果という部分で期待しているというのは、事務の効率化であるとか、紙を媒介、そこは最初からそうはならないけれども、データとしてのやりとりで資料の差し替えであるとか、周知であるとか、共有という部分ができる。議員にとっては資料を取り寄せるとか、次までに用意するではなくてその場でもすぐに検索して入手できるとか、かばんの中に入り切らないから我慢して置いてきた資料ということが、これから使えばなくなるだろう。ただ欠点としてはメモを取りにくくなるとか、全体像が見えない中でその画面だけの審議にならないかというところはあると思う。あまり参考にならないかもしれないけれども、農協の理事会、幹事会等はタブレットでやっていて、ただ必ずその日の鏡の部分というのは皆に配布して、何を議題とするかということとメモする余白というのは用意されているというところはあると思うが、効率化していく中で審議が深まっていけば１番理想的な部分であるということと、課題としてはデジタルデバイドの問題というか、使いこなせるのか、鈴木議員からも指摘があったけれども、これは議員だけではなくて町民も行政に関わっている部分でいうと、ホームページに色々なものが載っていて、それを見ないとか、あるいはスマホでもアプリを活用してサービスを受けられるというような部分をやっていかないと、なかなか利益を得られなくなってくるということを考えれば、議会としてもそこを乗り越えていかないといけないとは思っている。これを、使いこなすとか無理やり頑張ってやるではなくて、これを活かして前向きに進んでいくという方向性を示していくということが必要なのではないかと思う。

中島議員：今の話を伺っても時代的に必要なのだろうという私個人的にはそう感じる。これはたまたま芽室と浦幌行ってきたという話が出たが、それでディスカッションでも用意されていたわけだが、そういう話は町がやらなくては駄目ということではなくて、議会として経費削減なんていうのはあまり考える必要はない。経費削減というのは執行側が協力してと言ってくるのが本来で、こちらから経費削減するから、予算つけてという問題ではない。私は考え方としては逆だと思っている。ということは、執行側が今町部局としてタブレットについて何か協議されているのかどうか。そういう段階でそれはそれとして、これについても予算要求するということで、続いて予算ついたらどうか。めちゃくちゃになってしまう、議会のほうが先で。

橋本議員：町側がまだという部分はあるかもしれないけれども、ただ、既に行政はかなりデータ化しながら、例えばこういう紙で私たちがもらっているものも全部元のデータがあるので、新たに町が議会に対応するために何か特別な仕事をしなくてはならないということは生じないと思う。

山下議長：実際に町ではデータベースがしっかりあるので、タブレットをただ持たないだけで、それぞれの端末ごとにデータベースから仕事をしているという部分が中心でやっているようである。また、浦幌と芽室に行ったときにデータがあるところにタブレットから入っていけば、色々な過去の部分がすぐ議員として検索できて、それを効率的に検索できる。あるいは過去の議事録とかもすぐ検索できるということで、ある町に行ったときには、議員ほうがそういった部分が検索しているので、町としてはスピードが議員のほうが早過ぎるなんていう話は少し出たところで､議員としては使い勝手はいい話はされていたところである。そして今導入経過の中では、もし導入するとすれば紙と併用しながら１、２年やってもいいのかと。そして紙を持ちながらタブレットもそれに合わせて練習する。そしてタブレットは貸付けだから、議員が終わったらすぐ返していただくという形になるが、そういったものを想定して今回の提案ということであった、補足の説明である。

中島議員：成功したと、順調に何とか動いている町村の話ばかりだ。これ失敗した町村はないのか。フルに活かされているのか。失敗ということはタブレット入れた段階で芽室と浦幌うまくいっているのだろうと。色々な課題がありながらも。だけどそれを本当に議員に渡して全議員が浦幌や芽室みたいにやっている町全部なのかと、タブレット入れたところが。私はそれには少し疑問もつ。だから、どうして失敗したのだろうというほうが逆に大事で、成功した例を追いかけていって駄目だとか言っているのではない。この委員会が２年で終わるわけだから、その辺だったら次調べに行かなくてはならない、次の段階で勉強しに、だからその辺の難しさというのは今議長が説明してくれたからまだいいけれど、議長は全体のことを分かるから。委員会が変わっても、議長副議長、今までの２年間の流れは分かっているはずだから､その場で助言はできると思うけれど、そうでなかったら次委員会変わってしまうと、委員一人一人続ける人もいるだろうし変わる人もいるだろうと思う。そうなったときにまた新たに勉強し直さなくてはならないし、それらを除外するのは議長と副議長、それぞれの委員会と議運に入ることになっているのだから、それをうまく指導、誘導してもらうということを前提で、私はタブレットいいとか悪いとかいうより、その辺の流れが繋がっていなかったらという心配をしている。何でも始めるとなった場合には苦労をお互いに覚悟の上で、誰かが指導的役割をきちんと果たさなかったらスムーズにはいかないだろうと思うので、心配事として意見として言っておきたい。

西山議員：色々意見あると思うが、私も来年度の予算には早いのではないかと思う。町も今ＩＴ化で一生懸命ペーパーレスするのに一生懸命やっている最中なので、もう少しで出来上がると思うので、それから一緒にやったらいいと思う。だから１、２年待ってからでも十分じゃないかと思う。

議会事務局長：中島議員が言われていた、失敗、成功という概念はないと思う。入れたら使う、使えないからやめるということはあり得ないので、入れてそれを使っていくということになる。幕別、音更、池田、上士幌も入れているけれども、最初はなかなか使えないというところはあると思う。ただ、分からないところは当然研修会もやるので、そこでやっていくということになると思うし、徐々に慣れてはいく。浦幌行ったときも、言い方失礼ですけれど高齢な議員はなかなか最初は戸惑いがあったけれども、今は使っているというのは行かれた議運の皆も聞いていると思うので、徐々に使っていただくしかなくて、なかなか皆が使える段階まで待ってとなると進まないという部分がある。それと、西山議員が話したように、町全体となるとなかなかスタートが遅くなってしまうというか、他の町もそうだけれども、どちらかというと議会先導でやっている。議員の活動の部分、特にこういう紙で配られる議案とか資料がかなり多いので、そこをデジタル化してやるというのが、やりやすいといえば語が弊あるけれども、比較的取り組みやすく議員の部分ができるということで、どちらかというと議員先行ということで、実際にまだ町長部局の職員は使っていないけれども、先に先行しているという町も結構あるので、事務局としてはというか議運の中の意見としては、町と一緒にという話もあったがそうなると進んでいかないという部分もあったと思うので、まずは先行的に進めていって、あとは当面慣れるまでは紙と並行というのもあると思うし、データとしてはあるので、必要に応じて紙にしていただいて、それをお持ちになることも可能だと思うので、これは具体的には実際色々入ったら、予算ついたらそういう話が出てくる。

中島議員：私が言ったのは局長が言った言葉の中にある。入れたら即使えるということではなくて、皆で勉強し合って使っていこうということで説明があればそれでいい。だから、入れたからには当然町のお金を投資してくれるわけだから、だからそれは与えられたものは使いこなす努力、個々でしなくてはならないだろうと。だからそういう問題課題はあるということを言ってくれればそれでいいのであって、今聞いていたら、全部最初から全部分かっていて、すぐ取り入れるというような思いだから失敗した例はないと。失敗というのは私も高齢者のうちだから、特にそういう面から言ったらそういうものには得手不得手ではなくて、やはり時代に合ったものに分あわせなくてはならない覚悟を持っているけれど、だからそれを心配ならそういう部分をきちんとこうすると言ってくれればそれで事済むことなのだけれども、これは色々予算化されるかどうかなので。

山下議長：中島議員からこういった部分については、色々な部分でしっかりと、万が一導入されれば、議長あるいは副議長と一緒にリードして、みんなに普及させるような努力をしていきたいという、考えは持っている。その上で何か質問あれば。

中河議員：私も過去に自分の仕事でオンラインというのが入ったときの事を思い出した。それと同じように、私たちが議会議員をやっている中で、タブレットを入れて議員としての力を発揮できるか、今までと同じように一人ひとりが。それが下回るのならタブレットを入れるのは全員が持ってその力を発揮できる、議員として入ってきた人たちがそうなっていけるのならそれはいいということになるのだろうけれど、私もそうだけどそこはすごく不安である。使いこなすことでいっぱいで、今でも色々質問を作るとかというので、パソコンで打つのに時間かかってやっているのだけれど。さらにタブレットを使って議員の活動という

のがプラスになると思えない、自分としては。そこは本当に難しい、私自身にとっても。私は議員の一員だけれど、何かすぐ使うようなことが近づいてくると、そこは少し不安である。議員としてきちんとやっていけるのかと。そこが１番の基本のところ。

山下議長：今、中河議員からやっていけるか不安があるという話があったけれども、そこら辺も含めて副議長と一緒に予算がとれれば、導入されればそういった部分はしっかりとリードしながらいきたいと思う。

鈴木議員：先程私反対だと言ったのだが、反対ではなくてできるのかというような話で、私が言いたいのは、いつまでという事も決まってしまっているというのでは、予算がいくらというのも当然聞かなくてはならない、私たちもそれを審査するプロなので、それを生業としているところもあるから、議員だからフリーで何でもどうぞという話には当然ならないだろう。ただ一つ言うのであれば、もう少し早くにやるというのであれば、予算も含めて３か月ぐらい前、９月ぐらいから話があれば、もう11月中旬になって、はい予算時期だと言ったときに今出されても余りにも早急だと思うし、こんなに早くやるとは思ってなかったと唐突感が少しあるというのはあるけれど、新しい筆記用具が増えると思えば大した話ではないので、そんなことである。私は全然オーケーなのだけれど、ただ本当に金額見てまた考えたいと思う。

山下議長：先程鈴木議員が言っていた、それぞれが端末持ってという部分が、そうするときっと責任持って発揮するのだろうという部分も含めてだろうと思っている。そういった部分も加味しながら考えていたところである。あと実際に金額的な部分について局長から説明をするので、タブレットを導入した場合の端末の部分。

中島議員：タブレット云々という色々予算というのは、ある程度できると思うが、こういう経費削減ができる、それをやることによってこれだけ減ると、中河議員が言われていたが非常に不安を持ってる方に対してはこういうケアがあるというのがあれば、それはそれで進むことができる。予算査定で本来執行側に説明するべきである。ただタブレット入れたいから金くださいではなくて、本来資料をもって説明する予算要求でなければ、もらうためには費用対効果を説明できるように私たちも説明ができるように。それがまた作成した時点でまた出ると思うのでその辺について改めて分かりやすい説明していただければと。これは委員会というより事務局に苦労かけると思うけれど、そういうのも含めて説明あった方が財政からいえばそれをぜひ入れるべきだという話もありうるわけだから。そういうことで１回閉めてもらって、次色々出た意見を一つ二つ解決した上で予算を作ってもらった方がいいのではないかと思う。

山下議長：今言われた部分については整理をしながら再度提案させていただく。事務局に苦労かけるがよろしくお願いする。次の議題、議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて委員長報告をお願いする。

・「議会報告会と町民との意見交換会」のまとめについて

橋本議員：議会報告会と町民との意見交換会については、手元に色刷りされた資料があると思う。これについて事務局から説明願う。

議会事務局長：アンケート結果とまとめＡ３の資料をご覧いただく。両方とも昨年と同様のまとめ方をしているが、アンケート結果全体集計ということで、先ほど色々意見もあったけれども、良かったという意見が多かったと理解させていただいているところである。４ページ５ページには、色々個別の意見もあったので、お目通し頂ければと思っている。アンケート結果については、後ろに清水地区の分、御影地区の分、それから前年との比較も載せているのでご覧頂ければと思う。議会報告会の意見交換のまとめ、１ページ目には、概要、当日のグループ分け等が書いてある。次のページ、まずは魅力的な移住定住施策についてということで、議会運営委員会でまとめて確認をさせていただいたところだが、総務産業常任委員会所管ということでまとめた。なかなか当日グループディスカッションの中での話なので、現状認識、課題、解決策がうまく整理されていない部分もあるけれども、大体事務局のほうで全体としてというピンク色で囲った部分でまとめを作ってみた。このような意見に集約できるという事である。意見の活用ということで、総務産業常任委員会の今後の議論の参考にさせていただくということで整理した。二つ目の地域交通と弱者対策のまとめ、ここについてはテーマとして厚生文教から出されたテーマだけれども、総務産業のところも色々な課題の部分が重なるということで整理した中で、議運において両委員会での今後の活動の参考とするという報告とする形をとっている。５ページ、ここはフリートークで出てきた各種意見である。番号で議運担当、総務産業担当、厚生文教担当ということで番号を載せている。色々な意見があって全て載せきれていない部分もあるけれども、このような意見が出てきたというところである。これを昨年と同様の仕分の仕方なのだが、６ページ以降で議会運営委員会、総務産業委員会、厚生文教常任委員会ということで振り分けをする。それで議会運営委員会においては、下の表のところに既に前回の議運の中で検討をさせていただいたコメントと取り扱いが出ている。去年も同じ整理の仕方をしたので、議員の皆はわかっていると思うが、委員会の中でそれぞれ出てきたものについて検討したほうがいいという部分は検討、参考にしてやっていこうというものは参考、聞いたというところで終わるものについては承りという整理をしていただいて、その結果を再度議会運営委員会を開いて報告書にまとめていきたいと思っている。今話したことは、９ページの１番最後にＡ４がついているけれども、こういう流れでできれば年内にまとめていきたいと思っている。まとめは昨年も行ったが、議会だよりにも掲載してまいりたいと思っている。それで、ある程度議運の中で整理したいと思う。先程話も出ていたけれども、町長部局への提言というか、こういうものがあったのでというところは議運の中で整理しながら、町長あてに伝えるという形もとっていきたいと考えている。

橋本議員：議運ではもう審議しているけれども、総務産業、厚生文教それぞれの委員会においては、12月４日に委員会を開催した際にこの作業をやっていただければと思う。

山下議長：議運委員長から、まとめに対する整理を12月４日、初日に各委員会でお願いしたいということで提案があった。そのように進めていただきたくのでよろしくお願いする。他に議運委員長からは特にないか。なければ委員長からの報告事項は以上である。その他の項目、今後の日程について事務局からお願いする。

（３）その他

・今後の日程について

議会事務局長：今後の日程についてお知らせする。定例会の関係で27日の９時から一般質

問の受け付けである。毎度同じことを申し上げているが、本文のほか新聞チラシ用質問要旨も同時に提出頂いて、１枚につき50字となっているので必ず提出をお願いする。通告の受付のときに一緒に提出頂ければということで協力をよろしくお願いする。

山下議長：今後の日程について、27日に一般質問の通告を受け付けするということで、皆にもお知らせ等は今日お配りしているがよろしくお願いする。また４日以降の日程については先ほど説明したけれども具体的には、この一般質問を受けてから日程がどのようになるか調整していきたい。議運のほうで諮っていくのでよろしくお願いする。続いて、令和７年度の当初予算についてということで事務局から説明がある。

・令和７年度当初予算について

議会事務局長：研修の経費を計上したいと思っている。昨年色々西部４町の議員会の関係で講師を呼んでというような話も若干したところだが、予算をもって外部講師を招いて今現在やっている議会活性化の議論等にも役立てるという機会を設けるために、外部講師を呼ぶいわゆる報償費を予算計上していきたいと思っている。金額については15万程度と思っている。どのような先生をどのような伝手で呼んだらいいのかというノウハウがあまりないもので、芽室町とも話しさせていただいて、芽室町でいろいろなサポーター制度を持っているということなので、その辺の先生を通じてとか、何か検討すべき案件に沿った外部講師を招く予算の報償費を予算計上しようということで考えているところである。ほかの経費については通常どおりと思っている。

山下議長：ただいま事務局からいつもより追加する分の予算要求部分について説明があった。タブレットの導入について取りあえず予算要求をしている。どういう経費削減になるかという部分についてはまだ整理されていないが計上している。また講師を招いての議会としての研修を年１回程度やりたいということで、報償を15万程度の予算を設けているという部分である。これに関わって何か質問あれば。なければこういったことで、あとタブレットに関しての積算根拠、そして差引きの根拠という部分については事務局の苦労を頂きたいと思うのでよろしくお願いする。続いて年末懇親会について議員会長お願いする。

・年末懇親会について

中島議員：年末懇親会について、本日１時から議員会役員会を開催して12月定例議会終了後、12月は課長会と合同で忘年会というか懇親会を予定している。役員会で決定しているので皆にご理解ご出席をお願いしたいと思う。定例会の最終日なので12月13日、午後18時から、場所については鳥せいを事務局のほうでとっていただくようにお願いしてあるが、もし取れない場合はかじさんという焼き肉屋、課長会と議員会が入れるところが他にないので、一応ここを予定している。参集範囲については、今申し上げた方プラス町３役、町長、副町長、教育長、それと代表監査委員、農業委員会会長ということで予定をしているので、皆のご出席をお願いしたいと思う。なお２次会については昔はあったけれども、今それだけ全員が一同で入れるところがないので２次会は設定をしていない。大いに商工振興のためには夜のまちを歩いて頂きたいと思う。

山下議長：議員会長から13日に懇親会を開くと詳細についても説明があったので皆参加協力方よろしくお願いする。続いて、その他ということで何かあるか。

・その他

山本議員：どこで確認したらいいか毎回迷ってしまうので、ここで発言するが間違っていたら訂正していただきたい。質問がある。議会の中継でユーチューブで議会の様子を流しているが、これは個人が発言している部分、例えば私が一般質問している部分などを切り抜いて編集して自分のＳＮＳで使っていいのかどうかというのを、もし議運など、あと議員の皆で話していただけたらと思っている。それと、タブレットやスマホは議場の中で使っていいのかどうか、調べものをしたりメモをとるのに使っていいのかどうかを確認したい。あと、所管事務調査に出かけている場合や委員会で、写真や動画を撮っていいのかどうかというのを確認したい。既に撮っているシーンなども見たが、例えば高校に行って話を聞く場面であれば個人情報の問題とかもあるので、写真を撮ってそれをＳＮＳにアップしていいのかどうか知りたい。もし、ＳＮＳにアップしていいのであれば議会活性となって若者の関心を持ってもらうところにも使えると思うのでそれを確認したい。あと、例えば一般質問をするときに自分が出番であったときに事務局に写真を依頼していいのかどうかを確認したかった。あと、飲物についてだが今は発言すると決まっている人しか水は飲めないと思うが、冬場になると喉も乾燥してきて、議員もそうだが課長たちも結構咳き込む場面が多いので、自分で飲物を持ち込んでいいのであれば風邪の予防にもなるので、今までは駄目だったかもしれないが話し合っていただけたらと思う。

山下議長：山本議員から５項目について確認したい、進めていただきたいという部分があったので、議運のほうで確認をして報告、検討していただくということでよろしくお願いする。他になければ以上で本日の全員協議会を終了する。

【閉会　１６：１３】